

令和六年四月二十六日提出
質問 第八八号

国政選挙の繰上補充における当選辞退に関する質問主意書

提出者 大西 健介

国政選挙の繰上補充における当選辞退に関する質問主意書

二〇一九年の第二十五回参议院議員通常選挙で、旧立憲民主党の比例候補として出馬し、次点だった市井紗耶香氏が、現職の須藤元気参议院議員が衆議院東京十五区の補欠選挙に出馬し失職したため、繰上補充となつた。

市井氏は、当選辞退の意思を表明していたが、当時の立憲民主党は既に解党しているため、市井氏を比例名簿から抹消することができず、一旦、市井氏は参议院議員となつた後、辞職願を提出し、本会議での議決を経て辞職が認められた。

選挙会の開催等手続の負担が大きいこと、日割りで歳費等も発生することから、本人が当選辞退を申し出ているにもかかわらず、当選させるのは不合理である。

本人が当選辞退をする場合には、選挙管理委員会の判断で、比例名簿から抹消することを認めるべきだと考えるが如何。

右質問する。